

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	東川町

東川町鳥獣被害防止計画 (第 6 次)

<連絡先>

担当部署名 東川町農業振興課農林業振興室
所在地 北海道上川郡東川町東町 1 丁目 16 番 1 号
電話番号 0166-82-2111
F A X 番号 0166-82-3644
メールアドレス sangyou.shinkou@town.higashikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、カラス類、ハト類、キツネ タヌキ、アライグマ、ヒグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道上川郡東川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	水稻	被害額 1,200 千円	被害面積 3.0ha
	野菜類	被害額 120 千円	被害面積 0.3ha
	山林(造林苗木)	被害額 500 千円	被害面積 1.0ha
	計	被害額 1,820 千円	被害面積 4.3ha
カラス類 ハト類	野菜類	被害額 125 千円	被害面積 2.5ha
	豆類	被害額 150 千円	被害面積 3.0ha
	計	被害額 275 千円	被害面積 5.5ha
キツネ、タヌキ アライグマ ミンク	野菜類	被害額 210 千円	被害面積 1.0ha
	農業施設等	被害額 903 千円	被害面積 4.3ha
	計	被害額 1,103 千円	被害面積 5.3ha
ヒグマ	野菜類	被害額 658 千円	被害面積 4.7ha
	計	被害額 658 千円	被害面積 4.7ha

(2) 被害の傾向

エゾシカ	・エゾシカの多くは、町内の道有林及び国有林の森林で越冬し、融雪後人里に降りてきて農地に出現し農作物を採食する。国及び道の緊急対策捕獲事業を活用し、令和4年から令和6年までの3年間で628頭の駆除実績を上げており、市街地地区での目撃報告は無くなってきたが、依然として農林業生産者からの被害報告及び駆除依頼が減っていないのが現状である。
カラス類 ハト類	・町内一円において出没し、主にブロッコリー等の根菜類に被害が多く、市街地に設けられた家庭菜園まで被害が拡大している。 近年は市街地で生息するものも多く、生ごみを荒らす他、自転車や自動車被害等も発生し生活環境問題となっている。
キツネ タヌキ アライグマ ミンク	・キツネ、タヌキ、アライグマは町内一円において出没し、根菜類及びスイートコーン等の果菜類に被害が多い。また、街中を徘徊することからエキノコックス症の感染への不安等の環境衛生問題にもなっている。特にアライグマは平成20年度には

	<p>じめて1頭捕獲され、H30年度35頭、令和2年度55頭等、年々捕獲数が多くなってきており、令和5年度実績では105頭とその生息数及び生息域は急速に増加している。</p>
ヒグマ	<p>・12月中旬から3月中旬の冬眠期間を除いて活動しており、山間地域の農作物に多く被害が出ている。年々、住民からの目撃情報が増えており、近年の傾向では河川敷を移動し市街地の農地に出没していることから、農作物被害のみならず、農林業従事者や地域住民への人身事故への懸念があり、より安全確保の体制が求められている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
エゾシカ	被害額	1,820千円	1,500千円
	被害面積	4.3ha	4.0ha
カラス類 ハト類	被害額	275千円	125千円
	被害面積	5.5ha	5.0ha
キツネ タヌキ	被害額	1,103千円	1,000千円
アライグマ ミンク	被害面積	5.3ha	5.0ha
ヒグマ	被害額	658千円	600千円
	被害面積	4.7ha	4.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>「エゾシカ」 従来の取組みに加え、H22年度から国・道の緊急捕獲事業を併せて取組み、駆除実施隊による銃器・くくりわなによる駆除を通年実施している。</p> <p>「カラス類、ハト類」 駆除実施隊及び地元業者へ駆除委託、銃器・箱わなによる駆除を実施している。</p>	<p>・エゾシカ捕獲が進み、臆病で賢い個体が増加しているため、銃器での捕獲はより遠距離・短時間での技術を強いられ、思うように成果が出せない状況となっている。また相当数捕獲した地区であっても、他地区、市町村より移動する群があり、被害を減らしづらい状況にある。</p> <p>・カラス、ハト類は、銃器による捕獲が主であったが、銃器による捕獲可能距離を学習し、非常に警</p>

	<p>「キツネ、タヌキ」 駆除実施隊及び地元業者へ駆除委託、銃器・箱わなによる駆除を実施している。</p> <p>「アライグマ、ミンク」 平成20年に外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、以降、箱わなの整備と地元業者へ駆除委託により、生産者の協力のもと駆除を実施している。</p> <p>「ヒグマ」 ヒグマの目撃、痕跡情報があった場合は、駆除実施隊員及び町職員による現地確認及びパトロールを行うとともに、注意看板や防災無線等により住民等への周知を図っている。又、出没や農業被害が継続する場合は、駆除実施隊員において、箱わなによる駆除を実施している。</p>	<p>戒心が強く捕獲が難しい。市街地生息数も増えており、捕獲できるエリアが限られることから、別の捕獲方法の検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キツネ、タヌキについては、銃器による捕獲は難しく、箱わなが主となるが、親キツネは警戒心が強く捕獲は難しい。捕獲ではなく、防除に観点を置き、地域での活動が必要となってきている。 ・外来生物のアライグマは、生息数を急激に増やしており、当初、被害のなかった農家地区での被害が増加中である。また、市街地での目撃情報もあり、繁殖数に捕獲数が追いつかない状況にあるため、箱わなの整備数を増やし、地元農家の協力により駆除を実施している。 ・ヒグマは、年々目撃、痕跡情報は増えている。近年は国立公園付近のほか、農村部の住宅や道路での目撃が多く、生息数増加による生息域の広域化が進んでいるため、農林業従事者及び地域住民への人身事故への懸念がある。しかし、知識経験の不足や昨今の警察と行政との銃器の取り扱いも問題となり、緊急時の対応にも苦慮している。
--	--	--

防護柵の設置等に関する取組	中山間地域協議会等の助成で電柵（クマ・エゾシカ）を設置している他、山間地域の生産者自力で電柵を設置している。	・山間地域の田畑については助成を受けるなど、生産者自ら電柵（クマ・エゾシカ）を設置しているケースが増加しているが、努めて、銃器による駆除困難地域に対しての設置を推進しなければならない。
生息環境管理その他取組	造林苗木（主に広葉樹）の食害防止対策として添え木を企業努力として設置している。	・山林において、民有林の保護及び材としての価値を高めるためにも経費として負担し、より効率的に浸透させていくことが重要。

（５）今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ① 農林業関係機関、猟友会、農業団体、警察署などで構成する協議会にて被害防止に向けて効果的な対策等を今日議する。 ② 捕獲技術講習会等を開催し、担い手の育成を図る。 ③ 捕獲体制の整備を図るとともに、捕獲罠等の改良及び整備を図る。 ④ 防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。 ⑤ 捕獲料の増額見直し

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関から構成される東川町鳥獣被害対策連絡協議会において、連携及び協力を図り効果的な対策を協議し、構成機関でもある猟友会旭川支部東川部会（駆除実施隊）及び地元業者に捕獲依頼し、有害鳥獣からの農林業被害及び生活環境被害を最小限に止める。</p> <p>対象鳥獣のうち、猟友会旭川支部東川部会（駆除実施隊）に依頼する鳥獣は主にエゾシカ・カラス類・ハト類・ヒグマ等の銃器及びわな使用による捕獲とする。</p> <p>地元業者に捕獲依頼する鳥獣は主に、キツネ・タヌキ・アライグマ・ミンク等のわな使用による捕獲とする。</p>
--

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	エゾシカ、カラス類、ハト類、キツネ、タヌキ、アラ	わなによる捕獲を充実させるため機材の整備、改良、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等、捕獲鳥獣（エゾシ

	イグマ、ミンク、ヒグマ	カ)の報奨金の見直しを生息数に応じて再度検討。
8年度	エゾシカ、カラス類、ハト類、キツネ、タヌキ、アライグマ、ミンク、ヒグマ	わなによる捕獲を充実させるため機材の整備、改良、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等、捕獲鳥獣(エゾシカ)の捕獲料の見直しを生息数に応じて再度検討。
9年度	エゾシカ、カラス類、ハト類、キツネ、タヌキ、アライグマ、ミンク、ヒグマ	わなによる捕獲を充実させるため機材の整備、改良、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等、捕獲鳥獣(エゾシカ)の報奨金の見直しを生息数に応じて再度検討。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
[エゾシカ]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度145頭、R5年度233頭、R6年度250頭、計628頭でいずれも銃器による捕獲で、R7年度からR9年度までは年250頭を捕獲計画とする。
[カラス類]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度23羽、R5年度30羽、R6年度50羽、計105羽で、銃器による捕獲が105羽、箱わなによる捕獲0羽になっているが、羽数も増えているためR7年度からは年100羽を捕獲計画とする。
[キツネ]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度38頭、R5年度12頭、R6年度30頭、計109頭で、銃器による捕獲が0頭、箱わなによる捕獲109頭⇒R7年度からは年50頭を捕獲計画とする。
[タヌキ]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度5頭、R5年度9頭、R6年度15頭、計29頭で銃器による捕獲が0頭、箱わなによる捕獲29頭⇒R7年度からは年30頭を捕獲計画とする。
[アライグマ・ミンク]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度37頭、R5年度105頭、R6年度102頭、計244頭で箱わなによる捕獲244頭⇒R7年度からは年120頭を捕獲計画とする。
[ヒグマ]	・過去3年間の捕獲実績は、R4年度1頭、R5年度2頭、R6年度1頭、計4頭で銃器による捕獲⇒捕獲計画頭数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

エゾシカ	250	250	250
カラス類	100	100	100
キツネ	50	50	50
タヌキ	30	30	30
アライグマ ミンク	120	120	120
ヒグマ	捕獲計画頭数は定めない。		

<p>捕獲等の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲予定場所は町内一円とする。 ・ 捕獲許可（道許可：エゾシカ、ヒグマ、タヌキ。 町許可：カラス類、ハト類、キツネ。）を申請する。 ・ 捕獲は4月から3月末日まで（エゾシカ以外の鳥獣は狩猟期間を除く。）の期間とし、対象鳥獣の種類に応じ、銃器はライフル、散弾銃、空気銃、わなはくくりわな、箱わな等を使用する。 <p>※ 捕獲手段について</p> <p>原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</p> <p>※ 捕獲の予定場所</p> <p>原則として、道指定鳥獣保護区は捕獲区域に含めない。 （ヒグマのみ勇駒別鳥獣保護区は周辺での出没が予想され、観光等の入林物に危害を及ぼす可能性があるため除く。）</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>近年、ヒグマの出没・痕跡情報が多く寄せられている背景には、その個体数が増えていることと推察される。その行動範囲も山間地域のみならず、河川敷を移動して市街地住宅及び農地にまで出没していることから、ヒグマに関しては農林業作物の被害のみではなく、農林業従事者及び地域住民への人身事故の懸念が非常に高まっている状況にある。またエゾシカにおいても散弾銃では捕獲率が下がる懸念があります。現在、猟友会旭川支部東川部会員による駆除実施隊員は18名となったが、うちライフル所持者は8名（令和6年度有害駆除対応ライフル2名増）で、そのうち5名が高齢であり、狩猟を専業とする者ではなく、緊急時の駆除体制も難しい状況になっていることから、状況と実績を慎重に判断し、有害駆除対応のライフル銃所持者の育成確保を図らなければならない。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備計画なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
取組計画なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

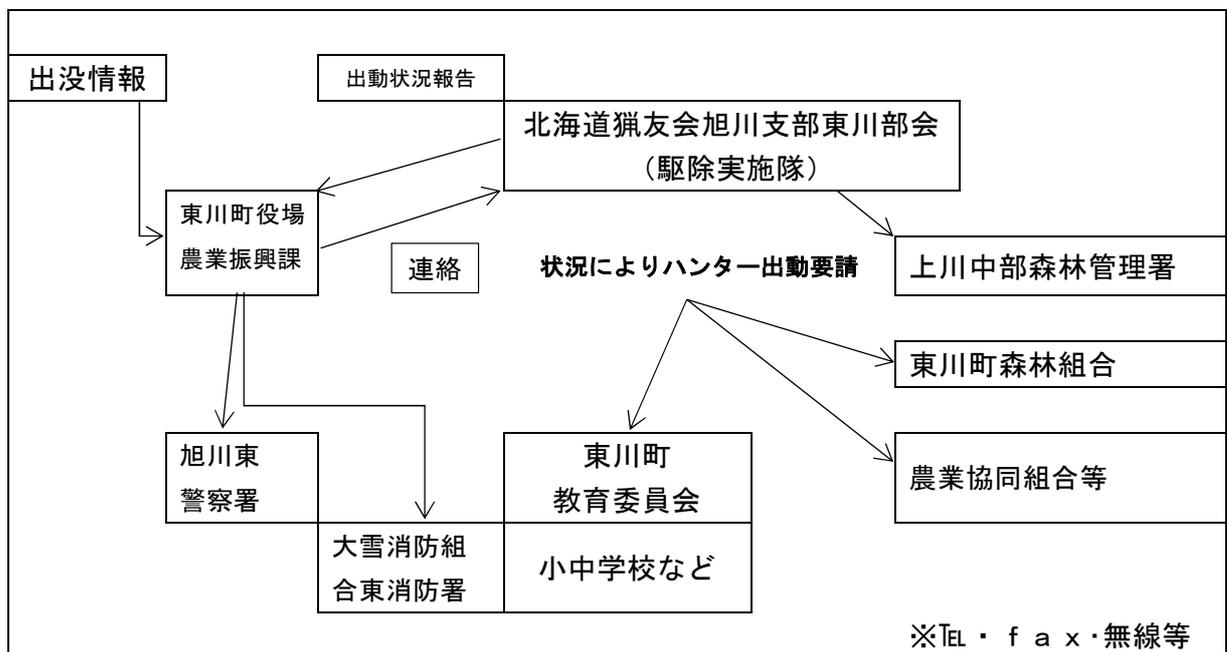
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ、カラス類ハト類、キツネ、タヌキ、アライグマ、ミンク、ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得のための説明会等の周知を行い、地域住民が主体的に被害防止活動等を行える体制整備の確立を目指す。
令和8年度	エゾシカ、カラス類ハト類、キツネ、タヌキ、アライグマ、ミンク、ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得のための説明会等の周知を行い、地域住民が主体的に被害防止活動等を行える体制整備の確立を目指す。
令和9年度	エゾシカ、カラス類ハト類、キツネ、タヌキ、アライグマ、ミンク、ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得のための説明会等の周知を行い、地域住民が主体的に被害防止活動等を行える体制整備の確立を目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東川町鳥獣被害対策連絡協議会会長	危険区域巡回、出没時駆除
旭川東警察署	出没現場整理、付近住民への広報
上川中部森林管理署	国有林内作業員への連絡
上川総合振興局南部森林室	道有林内作業員への連絡
北海道猟友会旭川支部	非常時協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

回収された捕獲個体については、食肉加工処理施設への持ち込みのほか、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への試料提供後、速やかにごみ処理施設にて焼却処理する。持ち帰り困難な場合は、生活環境保全上の支障及び生態系への影響が生じない方法により捕獲現場で適切に埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉加工施設（ハルコロ）での加工処理による食肉加工食品の提供。
ペットフード	食肉加工施設（ハルコロ）での食肉加工処理による提供。

皮革	現状、加工可能な施設がないため、施設整備を官民の両面から慎重に判断し、検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	上記施設の整備の後、安定供給が可能であるなら検討していく。また、学術研究には継続して協力する。

(2) 処理加工施設の取組

年間処理頭数：80頭（東川部会受入分） 運営体制：ハルコロひがしかわジビエ
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理施設におけるOJT研修等の支援制度を活用し、ハルコロと連携を図りながら人材育成に取り組んでいきたい。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	東川町鳥獣被害対策連絡協議会	
構成機関の名称	役割	
東川町	会の総括、協議会事務局に関すること 駆除許可	
東川町中山間制度推進協議会	農林業被害情報収集・提供	
東川町農業協同組合	農業被害情報収集・提供	
東川町森林組合	民有林内の被害情報収集・提供	
(一社)ひがしかわ観光協会	被害情報収集・提供	
北海道猟友会旭川支部東川部会	駆除実施隊員の統括・捕獲等	
上川中央農業共済組合	被害情報収集・提供・捕獲個体処理	
旭川東警察署(東川・東川西駐在所、東神楽交番)	交通事故対応、ヒグマ出没時警備等	
上川中部森林管理署(国有林)	国有林内の被害防止対策	
上川総合振興局 農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導	
〃 環境生活課	鳥獣捕獲の許可・指導等	
〃 南部森林室	道有林内の被害防止対策	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道鳥獣保護員	野生鳥獣保護のための助言及び指導 鳥獣捕獲及び防除対策への助言及び指導

農事組合・自治振興会	農業被害情報収集・提供
------------	-------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>本町においては、平成26年4月1日から駆除実施隊を設置している。 隊員の選定に当たっては、地元猟友会の(社)北海道猟友会旭川支部東川部会長より、毎年推薦を受け委嘱をしている。 現在(令和7年2月)の実施隊員数は18名である。 実施体制：隊長(猟友会会長)、副隊長1名、調査員、幹事</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
